

制度に係るQ & A

Q 1

一般債振替制度とは何ですか。

A 1

一般債振替制度は、当機構が「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき実施する振替制度の一つで、日本国内市場で発行される国債以外の公募、非公募の公社債（具体的には、地方債のほか、社債（新株予約権付社債を除く。）、投資法人債、相互会社の社債、SPCなどが発行する特定社債、財投機関や地方公社などの特別法人債、イスラム債などの特定目的信託の社債的受益権、サムライ債などの外国又は外国法人の発行する債券等）を取扱対象として、平成18年1月から開始した制度です。

本制度では、券面発行の無い完全なペーパーレスを実現し、投資家（「社債、株式等の振替に関する法律」上は「加入者」と呼ばれますが、以下では地方債を含む公社債の債権者に対する呼称として便宜的に「社債権者」を使用します。）等が金融機関等（口座管理機関）に口座開設することでシステム上に登録される口座（振替口座簿）への残高の増減記録により権利を移転することになっています。

また、振替機関である当機構の下に口座管理機関が直接又は間接に参加することで多段階の階層構造を構成して振替口座簿上の権利を確保し、発行から流通、償還までの全ての局面においてDVP決済（Delivery Versus Paymentの略。証券決済における証券の引渡しと代金の支払いとの間に強力なリンケージを構築することにより、双方が確実に行われる仕組みを確保すること。）を実現するなど、一般債（振替地方債や本制度が適用されるその他の公社債を総称して「一般債」と呼びます。）の流通の活性化に貢献しています。

Q 2

振替地方債とは何ですか。

A 2

一般債振替制度が適用される地方債を振替地方債といいます。対象となるのは、証券形式で発行される地方債で、「市場公募債」、「共同発行市場公募債」、「住民参加型市場公募債」（以下総称して「市場公募債」といいます。）、「銀行等引受債（証券形式）」です。

一般債振替制度では、振替地方債を定時償還又は繰上償還することが可能です。定時償還及び一部繰上償還については、すべての残高に対して一定割合（各社債の金額に対して一定金額）を等しく減額していく方法での償還が可能です。全額を繰上償還することも可能です。

詳細はQ6「ファクターとは何ですか。」をご覧ください。

Q 3

一般債振替制度はどのような制度参加者によって成り立っているのですか。

A 3

一般債振替制度は、一般債の社債権者、発行者、発行・支払代理人、口座管理機関（証券会社や銀行等）、資金決済会社、振替機関たる当機構により構成されます（一般債振替制度の発行・支払代理人、口座管理機関、資金決済会社は当機構ホームページでご案内しております。「制度参加者一覧」(http://www.jasdec.com/reading/search_html.php)をご覧ください。)

発行者が選任する発行・支払代理人が、新規発行に係る事務や元利払等の期中事務など当機構との間で電子的な情報の送受信を行います。社債権者等は、証券会社や銀行など当機構に直接又は間接に口座を開設する口座管理機関に口座を開設することにより、振替債を保有することができます。

Q 4

ISIN コードとは何ですか。

A 4

ISIN コードとは、国際標準化機構が定めた国際規格 ISO6166 に基づき付番される、証券を識別するための 12 桁のコードです。一般債振替制度では、銘柄を識別するためのコードとして ISIN コードを利用しています。

< ISIN コードの仕様（振替地方債） >

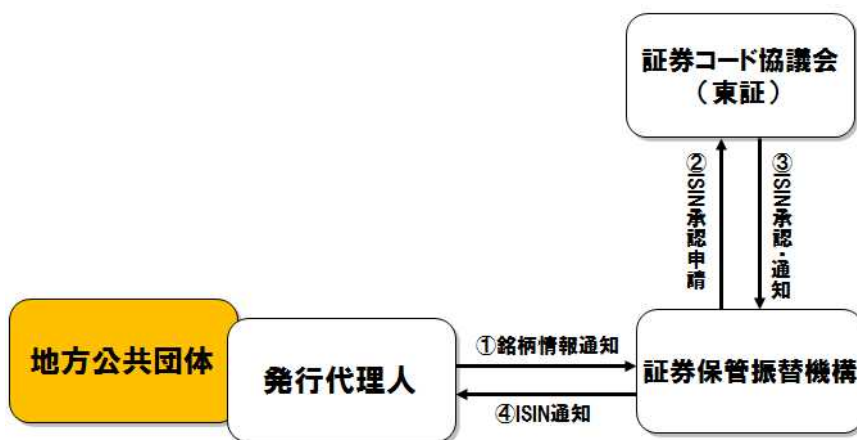
①国名コード 2 桁		②基本コード 9 桁									⑩チェック ディジット 1 桁	
		③発行体コード 6 桁						⑥証券種類コード 3 桁				
		④属性コード 1 桁	⑤固有名コード 5 桁					⑦	⑧	⑨		
J	P	2	○	○	○	○	○	○	⑦	⑧	⑨	○

- ① 国名コード : “JP” (日本)
- ② 基本コード : 発行体コード (6 桁) 及び証券種類コード (3 桁) で構成する。
- ③ 発行体コード : 属性コード (1 桁) 及び固有名コード (5 桁) で構成する。
- ④ 属性コード : “2”
- ⑤ 固有名コード : 総務省が定める「全国地方公共団体コード」(JIS X-0401、0402) を使用する。ただし、検査数字を除く頭 5 桁とする。(参考: 北海道 01000、札幌市 01100)
- ⑥ 証券種類コード: 通番コード (1 桁)、発行年コード (1 桁) 及び発行月コード (1 桁) で構成する。
- ⑦ 通番コード : 何年何月の何番目に発行された証券かを、数字 (0 を除く。) とアルファベット (I, O, U を除く。) で示すもの。市場公募債は “1” から、銀行等引受債 (証券形式) は “A” から月毎に順次割り当てる。
- ⑧ 発行年コード : 数字 (0 を含む。) とアルファベット (I, O, U, X, Y, Z を除く。) を使用し、1970 年を基準に 30 年サイクルで発行年を割り当てる。1970~79 年及び 2000~09 年の 10 年の各年をそれぞれ “0” ~ “9” に、1980~99 年及び 2010~2029 年の 20 年の各年をそれぞれ “A” ~ “W” に割り当てる。
- ⑨ 発行月コード : 数字 (0 を除く。) とアルファベット (A, B, C) を使用し、発行月を割り当てる。1~9 月の各月をそれぞれ “1” ~ “9” に、10~12 月の各月をそれぞれ “A” ~ “C” に割り当てる。
- ⑩ チェックディジット: 検査用数字。ISIN コードの 12 桁の値が正しいことを検査するための数値であり、一定の算出方法 (モジュール 10 「ダブル・アッド・ダブル」方式) に基づき算出された数字を割り当てる。

日本における ISIN コードの設定権限及び ISIN コードに係る一切の権利は、証券コード協議会にあります。証券コード協議会の許可なく、一般債振替制度に係る業務遂行以外の目的で ISIN コードを利用し、又は第三者へ提供することはできません。また、一般債振替制度で取り扱う銘柄に関する情報は、証券コード協議会が自らの業務目的において利用することがあるほか、東京証券取引所が運営する Tokyo Market Information (TMI) サービスにおいて利用いたします。

ISIN コードを利用するためには、コードの付番を証券コード協議会に申請する必要があります。付番申請は、発行代理人である受託銀行等が一般債振替システムに対して銘柄情報を登録することにより行われます。

< ISIN コードの付番フロー >



- ① 発行代理人は、発行条件等が決まり次第速やかに、銘柄情報を当機構に通知します。
- ② 当機構は、当該振替地方債に係る ISIN コードについて、証券コード協議会に承認申請を行います。
- ③ 証券コード協議会は、②の申請に基づき、所要の審査・調査等を行い、ISIN コードを承認し、当機構に通知します。
- ④ 当機構は、発行代理人に対し、証券コード協議会から通知のあった当該振替地方債に係る ISIN コードを通知します。

振替地方債を発行する地方公共団体においては、発行代理人が当機構に銘柄情報を通知（上記の①）するにあたって、事前に、制度参加日とその日以降に可能となる条件決定日に要するスケジュールを考慮し、届出書類を提出していただく必要があります（詳細は「制度参加手続に係るQ & A」又は「発行・支払代理人選任に係るQ & A」をご覧ください。）。当該届出を行っていない場合には、条件決定日における ISIN コード付番などの所要の実務が行われず、振替地方債を予定どおり発行することが困難となりますので、くれぐれもご注意ください。

< ISIN コード付番（条件決定日）から発行日までの一般債振替制度における業務処理について >

一般債振替制度の業務処理の一般的な取扱いとして、市場公募債を最短日程で発行する場合には、条件決定日（ISIN コード付番の実施の日）の4営業日後の日を発行日（払込日）とすることとされております。また、銀行等引受債（証券形式）の場合には、引受先である銀行等の資金調達スケジュールとの関係によるものの、条件決定日の翌営業日が最短日程での発行日となります。

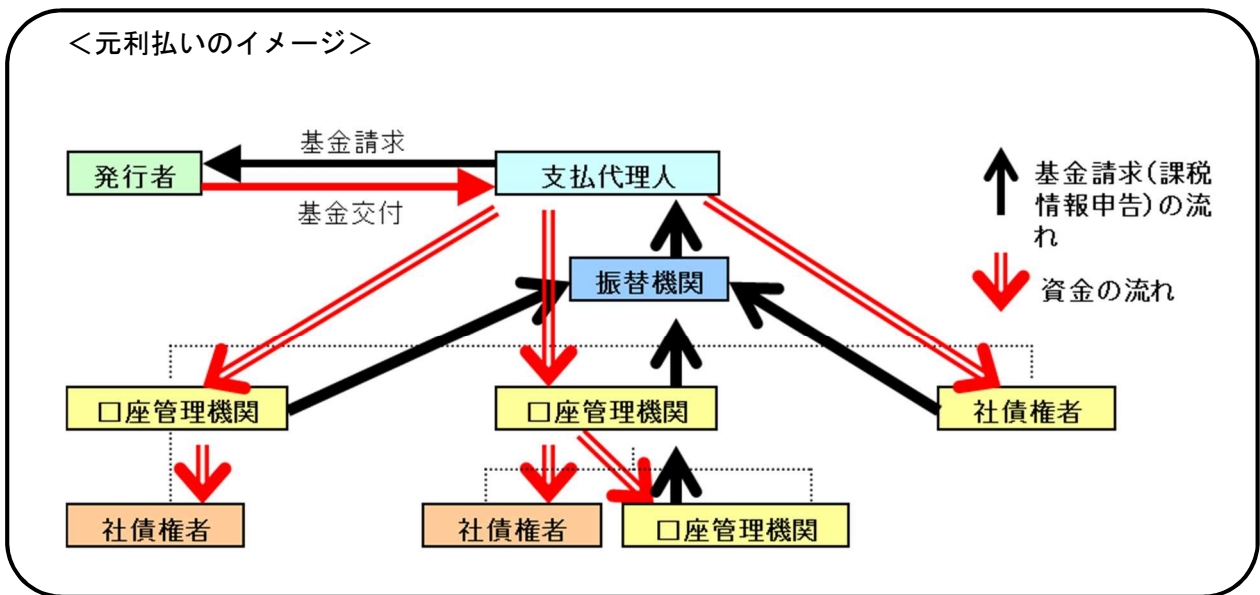
ただし、具体的な振替地方債の発行時において、関係当事者（発行代理人や引受証券会社など）と発行までのスケジュールをご確認いただくこととなります（最短日程よりも長期間化することがあります。）。

Q 5

元利払いはどのように行われるのですか。

A 5

一般債振替制度では、当機構が口座管理機関から受け取った社債権者等の残高及び課税属性等の情報を基に、発行者が選任した支払代理人から、「(直接)口座管理機関(→間接口座管理機関)→社債権者等」と階層構造に沿って元利金が支払われます。



Q 6

ファクターとは何ですか。

A 6

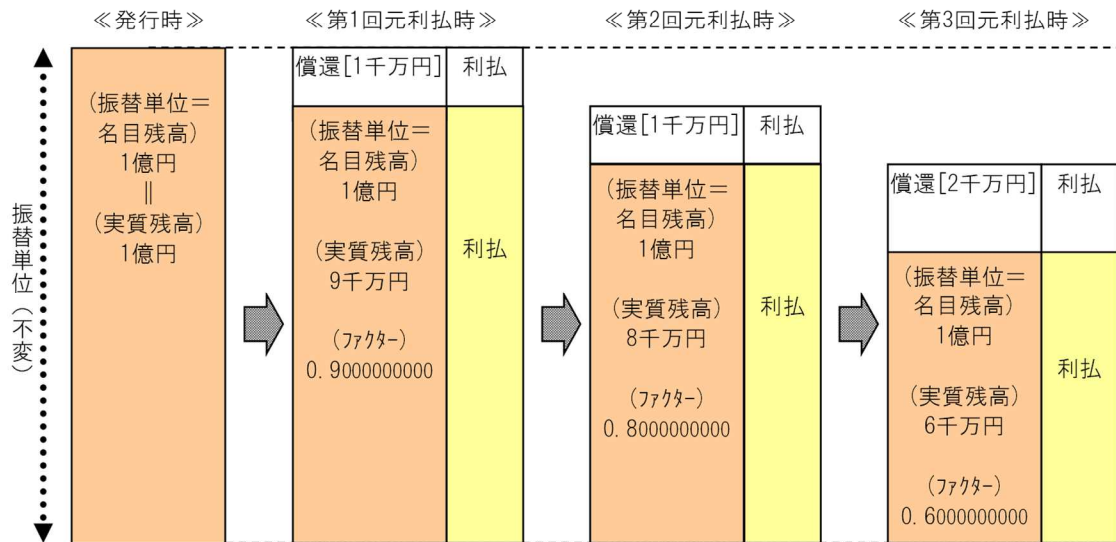
一般債振替制度では満期一括償還のほか、定時償還、繰上償還、買入消却といった発行者のキャッシュフローニーズに沿った期中の償還にも対応しています。定時償還及び一部繰上償還においては、当該銘柄のすべての社債権者等の口座残高を均等の比率で減債するファクター方式を採用しています。

＜ファクターのイメージ＞

※ 下図の「各社債の金額」とは、一般債振替制度において銘柄ごとに定められ、決済（売買に伴う残高の振替）における最低単位となるものです（振替地方債を含む一般債に関する呼称として便宜的に「各社債の金額」を使用します。）。現物債の券面における額面に似た概念となりますが、「各社債の金額」は各銘柄に一つしか定めることができない点で、券種ごとに異なる額面が存在する現物債とは異なります。

以下の数値（ファクター）を利用して実質社債残高を管理し、利金支払額の計算等を行う。
（ファクターは小数点以下10桁まで保持する。）

$$\text{ファクター} = \frac{\text{各社債の金額} - \text{各社債の金額に対する直前元利払期までの償還額の総額}}{\text{各社債の金額}}$$



Q 7

一般債振替制度に参加する場合に必要な費用はありますか。

A 7

一般債振替制度に参加するに際して必要な費用はありません。

Q 8

振替地方債を発行する場合に必要な費用はありますか。

A 8

振替地方債を発行するに際して、発行者は新規記録手数料を支払う必要があります。新規記録手数料は、発行から償還までの間の銘柄情報管理及び残高管理と元利払いにおける支払代理人への元利払情報の通知からなるサービスの提供に対する手数料です。手数料率は以下のとおりです。

銘柄ごとの発行総額について	
(1) 1億円以下の部分	1円につき万分の0.95円
(2) 1億円超5億円以下の部分	(1)の料率の80%
(3) 5億円超10億円以下の部分	(1)の料率の60%
(4) 10億円超50億円以下の部分	(1)の料率の40%
(5) 50億円超100億円以下の部分	(1)の料率の20%
(6) 100億円超500億円以下の部分	(1)の料率の10%
(7) 500億円超1,000億円以下の部分	(1)の料率の5%
(8) 1,000億円超の部分	(1)の料率の2.5%

(例)

発行総額	1億円	5億円	10億円	50億円	100億円
新規記録手数料	9,500円	39,900円	68,400円	220,400円	315,400円

詳細は、「一般債振替制度▶規則・手数料等▶手数料(具体例)▶新規記録手数料について」(<http://www.jasdec.com/system/sb/rule/fee/new.html>)をご覧ください。

実際の請求及び支払いは、当機構が発行代理人に対して請求し、当該発行代理人が当機構に対して支払います。新規記録手数料の取扱い等、発行者と各発行代理人との間の取り決めについては、各地方公共団体においてご対応をお願いします。

Q 9

振替地方債を償還するまでの間に必要となる費用はありますか。

A 9

発行時にお支払いいただく新規記録手数料以外の手数料は必要となりません。新規記録手数料は、発行から償還までの間の銘柄情報管理及び残高管理と元利払いにおける支払代理人への元利払情報の通知からなるサービスの提供に対する手数料です。

Q 10

制度に参加していますが、振替地方債の残高がない場合に手数料は必要となりますか。

A 10

振替地方債の残高がない場合に当機構が発行者に対して請求する手数料はありません。